

ガバナンス体制と労使関係への 『ビジネスと人権』のインパクト

弁護士・ニューヨーク州弁護士

講師

大村 恵実 先生

O m u r a

E m i

事業活動が企業やそのサプライチェーンの労働者、消費者、地域社会の人々の人権にどのような影響を与えるかについて検証する『ビジネスと人権』の考え方が、日本企業にも浸透してきました。この潮流によって、企業経営やガバナンス体制にはどのような変化が起きたのか、労使関係にはどのような影響があったのか、具体例をもとにお話しします。

経歴

（公財）世界人権問題研究センター「ビジネスと人権」プロジェクトチーム嘱託研究員

ビジネスと人権ロイヤーズネットワーク運営委員

ビジネスと人権行動計画推進円卓会議（外務省）構成員

東京大学法学部卒業、ニューヨーク大学ロースクール修了

ILO（国際労働機関）ジュネーブ本部での勤務を経て、日弁連・国際人権問題委員会委員長、国際室長、上場企業の社外取締役やサステナビリティ委員会有識者委員を歴任。

雇用平等や職場のハラスメント防止等に関する国際人権基準に基づく助言、人権デュー・ディリジェンス支援業務のほか、内部通報制度の社外窓口業務にも精通。

著書

・共著『人権デュー・ディリジェンスの実務』きんざい 2023年3月

・日弁連共著『詳説 ビジネスと人権』現代人文社 2022年4月

論文

・「企業における人権救済窓口の整備・運用」（公財）世界人権問題研究センター『グローブ』123号（2025年10月）

・「人権取組みの意義と監査役役割（上）（下）」日本監査役協会『月刊監査役』Nos.760, 761（2024年3月号、4月号）

・「『ビジネスと人権』に関する弁護士の役割」労働開発研究会『季刊労働法』276号（2022年3月）

・「ILO ハラスメント撤廃条約の概要と企業への影響」中央経済社『ビジネス法務』2022年1月号

・「取引契約書における人権ポリシー遵守規定の定め方と運用方法」中央経済社『ビジネス法務』2021年5月号

・「未批准条約の意義と可能性—中核的労働基準の111号条約を例に」労働開発研究会『季刊労働法』267号（2020年12月）

お申込みはこちら▶

2026年 2月6日(金) 14:00～16:00
駒澤大学法科大学院棟 4階 402教室

〒154-0012 東京都世田谷区駒沢 2-12-5 対象：法科大学院学生・修了生、法学部学生、教職員



参加方法

二次元コードまたは右記 URL より、お申込みください。

申込締切：2月2日(月) ※ご来場が難しい場合はオンラインでの参加も可能です

URL：https://forms.gle/rQN5U8jUYqf6eXn28